

12月税務ニュース

税制改正など税務関連のニュースをお届けします。
できるだけ分かりやすく税金についてご紹介したいと思います。

法人税減税、復興増税及び国税通則法改正が成立

法人税減税、復興増税及び国税通則法改正が、民主党・自民党・公明党による修正合意を得て国会で成立しました。12月2日に交付され、一部規定を除き施行されています

【法人税減税】

認定NPO法人に対する寄附金で、その法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の合計額のうち、2,000円を超えるものについては、寄附金控除(所得控除)との選択により、その超える金額の40%相当額(所得税額の25%相当額が限度)をその年の所得税の額から控除します。

■法人税率の引き下げ

	所得金額 年800万円以下	所得金額 年800万超
中小法人(資本金1億円以下)	15% (18%)	25.5% (30%)
中小法人以外の法人	25.5% (30%)	
公益法人・協同組合等	15% (18%)	19% (22%)

※平成24年4月1日以後開始事業年度より適用。()は現行税率

なお平成23年度税制改正案のうち、所得税改正(給与所得控除の縮小等)や相続税改正(基礎控除の縮小等)は、見送られました

【復興増税】

東日本大震災の復興財源にあてるため、以下の3税を時限増税することになりました。

- | | |
|--------|--|
| ①所得税 | 平成25年1月～49年12月(25年間) … 所得税に対して2.1%の付加税 |
| ②法人税 | 平成24年4月～27年3月(3年間) … 法人税に対して10%の付加税 |
| ③個人住民税 | 平成26年6月～36年5月(10年間) … 均等割り 1,000円引き上げ |

※②の法人税については、法人税率引き下げと合わせると、3年間は実質2%の減税となります。
なお、たばこ税の増税は見送られました。

【税務調査を強化させる国税通則法改正】

納税者権利憲章の制定を含めた国税通則法改正案が、民主党により提出されていましたが、自民党・公明党との3党論議の中で、税務調査を強化する内容に変質し成立しました。

(主な内容)

- ①納税者権利憲章の制定は見送り
- ②税務調査について、帳簿・書類等の提出を拒否した場合、
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科す
- ③提出した帳簿を税務署内に留め置くことができる
- ④税額の減額を求める更正の請求期間を1年→5年に延長するが、
税務署の増額更正処分も
3年→5年に延長とする。税務調査範囲も3年→5年に拡大